第２６期竜王町社会福祉協議会役員(理事・監事)

任期:令和７年６月２７日～選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

(順不同 敬称略)

役　職	氏　　名	経験	備　　考
理事	今井　安徳	新	社会福祉に関する実情に通じている者
理事	小林江里子	継	社会福祉に関する実情に通じている者
理事	奥　　健三	継	社会福祉事業の経営に関し識見を有する者
理事	勝見　尚子	新	社会福祉事業の経営する団体の役職員
理事	川部由紀子	継	社会福祉事業の経営に関し識見を有する者
理事	杉本　重剛	継	ボランティア活動に関する実情に通じている者
理事	川嶋　正明	継	住民福祉主監(行政)
理事	真鍋　　崇	継	社協事務局長
監事	奥　　浩市	新	社会福祉事業について識見を有する者
監事	園　　耕一	継	財務管理について識見を有する者

竜王町社会福祉協議会　定款施行細則（抜粋）

第２条　定款第１８条第１項第１号で定める理事選任候補者は、次に掲げる者を少なくとも１名以上選出するものとする。

（１）社会福祉事業の経営に関し識見を有する者

（２）社会福祉に関する実情に通じている者

（３）社会福祉事業を経営する団体の役職員

（４）ボランティア活動に関する実情に通じている者

第１４条　定款第１８条第１項第２号に定める監事の選出については、次に掲げる者を１名以上選出しなければならない。

（１）社会福祉事業について識見を有する者

（２）財務管理について識見を有する者